

【参考】【中津川市個人情報保護条例】（抜すい）

（定義）

第2条 この条例（第2号については、第4号から第6号までを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。

（目的外利用及び外部提供の制限）

第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、個人情報取扱事務の目的達成に必要な範囲を超えて保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の利用（以下「目的外利用」という。）又は実施機関以外のものへ保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）を行ってはならない。

（1） ～ （3）略

（4） 前3号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めた場合

- 2 実施機関は、前項各号のいずれかに該当する場合で、保有個人情報の目的外利用又は外部提供をすることにより、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認めるときは、目的外利用又は外部提供をしてはならない。
- 3 実施機関は、第1項第3号又は第4号の規定により目的外利用又は外部提供をした場合で、特に必要があると認めるときは、当該本人にその旨を通知するものとする。
- 4 目的外利用又は外部提供について、他の実施機関があらかじめ本人の同意を得ているときは、当該目的外利用又は当該外部提供を行おうとする実施機関がその同意を得たものとみなす。
- 5 実施機関は、外部提供をする場合においては、提供を受ける者に対して当該個人情報の使用目的及び使用方法について制限を課し、並びにその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう指導しなければならない。

# 第6回中京都市圏パーソントリップ調査について

## 1. 調査概要

### (1) 背景・目的

中京都市圏総合都市交通計画協議会では、「人」の動きを調査するパーソントリップ調査（以下「PT調査」という。）について、昭和46年、昭和56年、平成3年、平成13年、平成23年の5回、「物」とそれに関連する貨物自動車の動きを調査する物資流動調査について、昭和51年、昭和61年、平成8年、平成19年、平成28年の5回実施している。

なお、調査の実施にあたっては、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市及び国土交通省が共同で調査を行っている。

6回目となる中京都市圏PT調査は、令和4年度の実施を予定している。

#### ■これまでの調査と今後の予定

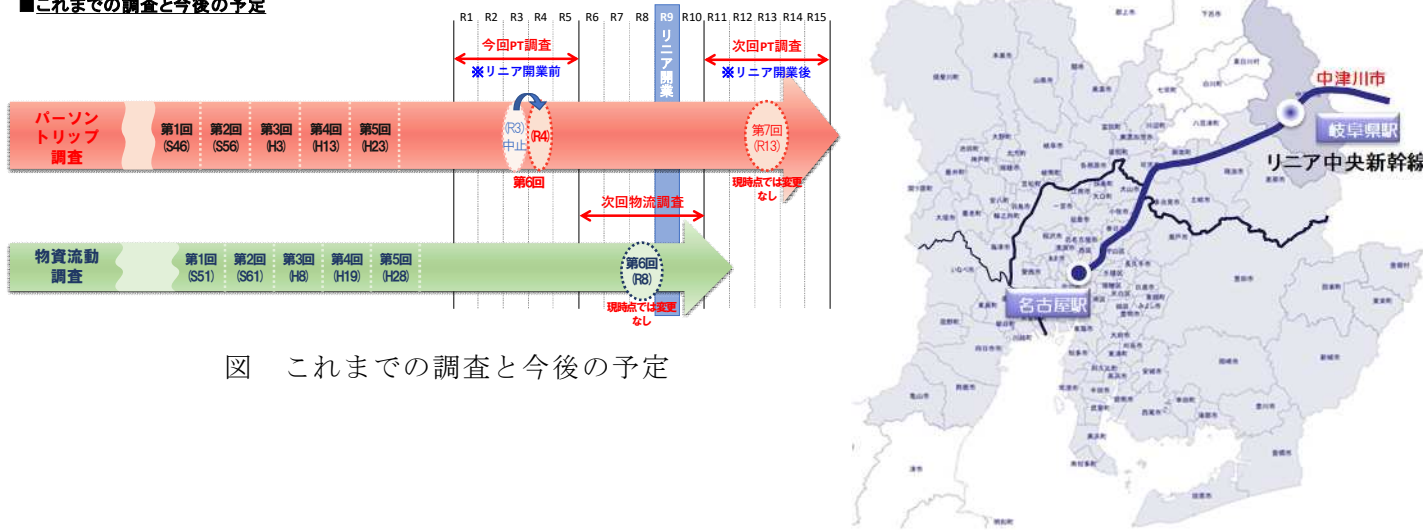


図 これまでの調査と今後の予定

図 第6回中京都市圏PT調査の調査対象圏域

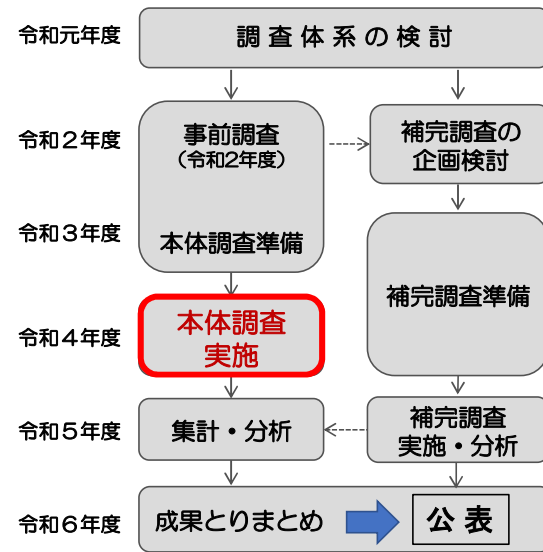


図 6か年の全体スケジュール

### (2) 全体スケジュール

本調査は通常5か年で実施しているが、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、令和元年度から令和6年度までの6か年にわたって実施することを予定している。令和4年度は、第6回PT調査（本体調査）を実施する。

今後、さらなる検討を進め、令和4年度に集計・分析、補完調査を実施し、令和6年度のPT調査の成果公表を目指している。

## 2. 本体調査について

### (1) 調査目的

中京都市圏の人の動きについて、個人属性、起終点、活動・移動目的、利用交通手段、トリップ時間などを多面的に捉えることで交通実態を総合的に把握し、交通計画、道路計画、防災計画等の検討のための基礎資料とすることを目的とする。

### (2) 調査方法

オンライン先行型調査方法を採用する。

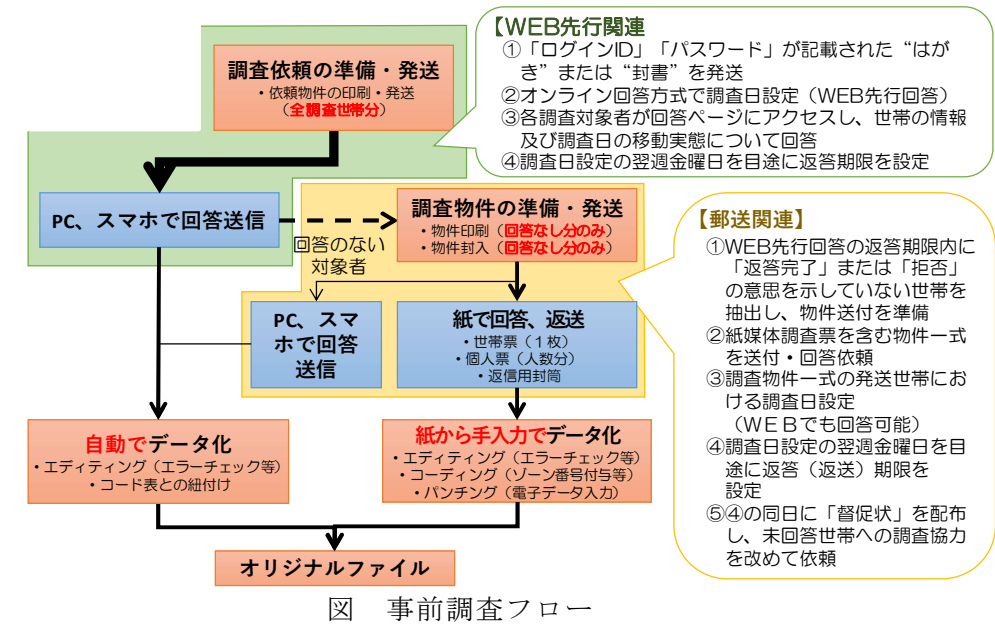


図 事前調査フロー

### (3) 調査規模及び調査対象

#### (ア) 調査規模

中京都市圏全体で29.3万人（13.2万世帯）からの回収を達成すべく、約38万世帯に対して調査票を発送する。また、過年度調査での回収率実績を踏まえ、回収率は35%と想定する。

#### (イ) 調査対象

住民基本台帳から無作為抽出のうえ、令和4年10月1日時点で満5歳以上を対象とする。

【調査対象世帯数】※県市名の後ろの（ ）内は、（配布予定世帯数）を示す	
・愛知県（除く名古屋市）	（18.5万世帯）
・岐阜県	（6.4万世帯）
・三重県	（2.8万世帯）
・名古屋市	（10.1万世帯）

### (4) 配布物件

段階	物件	内容
オンライン先行回答期間	調査依頼物件	・オンライン先行回答期間における調査依頼 ・オンライン回答用のIDとパスワードも記載
	依頼状 調査説明資料	・併用回答期間における調査依頼（書面） ・調査での依頼事項を示したもの ・回答方法について記載 ・オンライン回答用のIDとパスワードも記載
オンライン・紙併用回答期間	調査票【紙面】（世帯票・個人票） 封筒類	・調査対象者が調査項目を記入する用紙 ・本体調査を見据えた調査項目を反映 ・発送用封筒、返信用封筒を作成
	調査票記入例	・調査票の記入方法を説明した資料
	督促状	・協力に対するお礼と未回答者への再度の依頼

### (5) スケジュール(予定)

- 令和4年7月中旬 各市町村から抽出データを受領、名簿の作成
- 9月～ 本体調査を開始予定（調査期間：9月～11月下旬を予定、調査期間中に複数回に分けて調査票を発送）
- 令和2年12月～ 回収状況を確認、データ化作業
- 令和5年11月目途 本体調査結果の速報を公表（予定）